

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行政システム改革課 (保健福祉課医療対策室、薬務衛生課、森林整備課、都市計画課、環境政策課)
根拠法令等	森林法の一部を改正する法律(15年5月30日公布、15年8月1日施行) 所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の一部改正(15年3月31日公布、15年4月1日施行)
<p>【改正の概要】</p> <p>知事の権限に属する事務の一部を新たに保健所設置市町村等に移譲するとともに、法令の改正に伴う規定整備を行う。</p> <p>1 新たに事務の移譲を行うもの</p> <p>(1) 医療法関係 医療法人(開設する病院、診療所、介護老人保健施設のすべてが市域内にあるものに限る。)の設立認可等に関する権限を保健所設置市町村(松山市)に移譲する。</p> <p>(2) 毒物及び劇物取締法関係 毒物・劇物を取り扱う電気めっき業者、金属処理業者及び運送事業者の業務上取扱者に関する指導・監督等に関する権限及び届出を要しない業者の立入検査等に関する権限を保健所設置市町村(松山市)に移譲する。</p> <p>(3) 騒音規制法・悪臭規制法・振動規制法関係 規制地域の指定、規制基準の設定等の権限を中核市に準じて今治市及び新居浜市に移譲する。</p> <p>2 法改正等に伴い市町村の処理する事務を追加するもの 〔森林法関係〕 森林法の一部改正に伴い、人工林の択伐による伐採が許可制から届出制になったので、従来委任していた許可事務と同様に市町村に権限を移譲する。</p> <p>3 法改正に伴う規定整備 〔租税特別措置法関係〕 条項ずれに伴う規定整備を行う。</p>	
施行日	平成16年4月1日 ただし、森林法及び租税特別措置法の改正に伴うものは公布日施行
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 医療法関係 県内728の医療法人のうち、開設する全ての施設が松山市に存する286法人が対象となる。</p> <p>2 毒物及び劇物取締法関係 届出を要する業務上取扱者については、県内22業者のうち松山市に存する5業者が対象となる。 届出を要しない者については、松山市に存する学校・病院等93施設、食品業者等約118,000施設、農家約25,000名が対象となる。</p>	